

北上市営住宅規則の一部を改正する規則

北上市営住宅規則（平成9年北上市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 特約事項</p> <p>(1) 家賃は口座振替の方法により毎月指定の日までに支払います。</p> <p>(2) 退去時には入居時と同程度に補修・清掃のうえ返還します。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>退去するときは入居の期間にかかわらず、襖・障子の張り替え、畳の裏返し又は表替え、壁の塗り替え、敷地の草取りをしたうえで住宅を返還します。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 特約事項</p> <p>(1) 家賃は市が指定する方法により毎月指定の日までに支払います。</p> <p>(2) 退去時には入居時と同程度に補修・清掃のうえ返還します。<u>なお、入居の期間にかかわらず、襖・障子の張り替え、畳の裏返し又は表替え、壁の塗り替え、敷地の草取りをしたうえで住宅を返還します。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>公営住宅法及び北上市営住宅条例の規定により、又は住宅の老朽化その他の事情により市が明け渡しを求めたときは、これに誠意をもって協力し、円滑な移転に努めます。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。